

○尚巴志ハーフマラソン in 南城市大会実行委員会備品貸出規程

令和5年3月6日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、尚巴志ハーフマラソン in 南城市大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が所有する備品(以下「備品」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(備品の貸出し)

第2条 実行委員会は、その業務遂行に支障のない範囲内において、第4条及び第5条の条件を満たす場合、備品を貸出すものとする。

(貸出備品)

第3条 貸出しすることのできる備品は、別に定めるものとする。

(貸出対象者)

第4条 備品の貸出しの対象とする団体は、次のとおりとする。

- (1) 市内で広く地域住民に利益を還元する公益性・公共性の高い活動を行う地域コミュニティ団体及び市民主体の団体
 - (2) その他会長が適当と認めた団体
- 2 前項に掲げる団体であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、備品を使用することができない。
- (1) 法令又はこの規程に違反して備品を使用した団体
 - (2) 第9条第3号又は第4号に該当することを理由として許可の取消しを受けた団体
 - (3) 前2号に準じ市長が備品の使用を不適當と認めた団体

(貸出対象活動)

第5条 備品の貸出しの対象とする公益活動は、前条第1項に掲げる団体が行う活動のうち、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 地域清掃など環境美化活動
- (2) まちづくり活動や交野の活性化につながる活動
- (3) その他会長が適当と認めた活動

(貸出日及び貸出時間)

第6条 備品の貸出日及び貸出時間は、会長が定めるとおりとする。

(使用許可申請)

第7条 備品を使用する団体は、備品を使用する日の1月前から2日前まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日(以下「祝日等」という。))を除く。)の間に、備品借用申請書(様式第1号)により、会長に申請するものとする。

2 前項の申請書の受付は、月曜日から金曜日まで(祝日等を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(使用許可)

第8条 会長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、備品の使用を許可し、備品借用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 会長は、前項の許可に必要な条件を付けることができる。

3 会長は、備品の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可をしないことができる。

(1) 政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。

(2) 営利、宣伝又はこれに類する目的に使用すると認められるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、会長が使用許可をすることが適当でないとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することができる。この場合において、その取消しにより同項の許可を受けた団体(以下「使用団体」という。)又は第三者に損害が生じて、実行委員会は一切の責任を負わない。

(1) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により、備品を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 備品が故障等の理由により供用できないとき。

(3) 使用団体が法令若しくはこの規程又は前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(4) 使用団体が偽りその他不正の行為により前条第1項の許可を受けたとき。

(転貸等の禁止)

第10条 使用団体は、備品を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

(料金)

第11条 備品の貸付料は、無料とする。ただし、消耗品費、燃料費その他の実費は、使用団体の負担とする。

(貸出し及び返却)

第12条 使用団体は、会長が定めた保管場所において備品の貸出しを受け、及びこれを返却するものとする。

2 貸出しから返却までの期間は、1週間を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

3 備品を返却するときは、使用した相当分の燃料等の補給、清掃等を行い、備品使用報告書(様式第3号)を添え、会長が定める場所に返還しなければならない。

(弁済)

第 13 条 貸出備品を亡失し、又は損傷したときは、同一の備品又はこれに相当する代価をもって弁済しなければならない。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。